

第3回地域まちづくりのあり方検討会資料

NEXT FUTURE

令和5年3月23日（木）



地域振興部

地域コミュニティ課

- 1 前回までの振り返り
- 2 地域まちづくりの課題解決とアプローチ方法
- 3 地域まちづくりのあり方検討における前提の整理
- 4 今後の地域まちづくりの再構築における基本的な考え方（案）
- 5 地域まちづくりの組織体制（案）

宮崎市における地域まちづくりのこれまでの成果と今後検討を要する事項

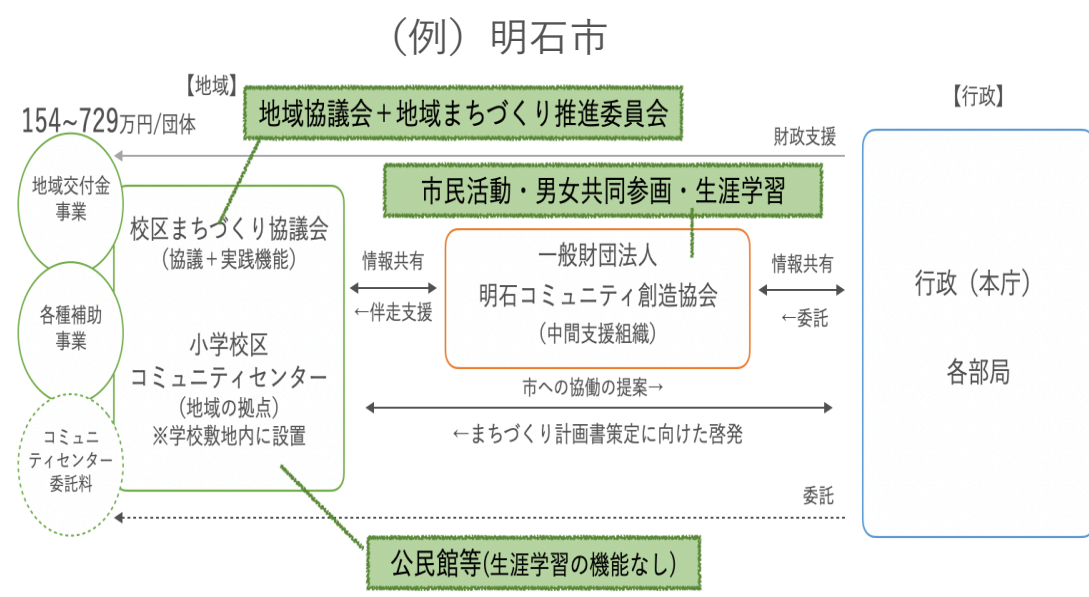
	これまでの成果	今後の地域まちづくりに向けて検討を要する事項	
<p style="text-align: center;">地域協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の代表性 地域団体の代表で構成されているため、地域課題をはじめ団体の情報共有、団体間の連携・協体制度が構築できている。 ・地域の連携強化 地域の各種団体にアンケートを実施するなどして、地域の実態を把握し、団体間の調整をはじめ、課題解決に向けて協議されている地域もある。また、専門委員会を設置し、議論を深めている地域もある。 ・団体自治への参画(地域施策に対する意見具申) 市に地域施策の提言や改善など、多くの地域で意見書が提出されており、団体自治への参画が進んでいる。 ・地域まちづくりの取組の推進 地域の将来像と基本目標を定めた計画(地域魅力発信プラン)を適宜見直し、まちづくりの取組を推進している地域もある。 地域まちづくり推進委員会の取組について、計画や実績を協議し、意見を述べ、活発な協議が行われている地域もある。 ・地域協議会委員の住所要件 地方自治法の規定により、委員の住所要件があることで、より身近な人の集まりで、協議することができている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の形骸化・地域協議会の役割の認識不足 地域コミュニティ活動交付金事業の計画や実績報告の承認にとどまっている地域もあるほか、地域協議会の役割について、委員の認識に偏りがある地域もある。 ・住民組織の二重化・重層化、協議委員の高齢化・固定化(長期化) 地域協議会の委員と地域まちづくり推進委員会の委員、その他の団体委員と重複しており、住民の負担に偏りがある。また、委員の高齢化・固定化等がみられるところもある。 ・諮問機関としての有効性 市の施策等を諮問するケースが少なく、機能が生かされていない面もある。 ・地域協議会委員の住所要件等 地方自治法の規定で、委員には住所要件があるため、地域内外を問わず、地域に必要な方を選任できないことがある。また、地域団体の代表者や役員は、男性が多いことから女性の委員を選任することが難しい地域がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動等の区域 地域自治区の区割りや、地域団体等の活動区域や学校区等と一致しないため、各種団体等が連携しにくいところがある。 ・ 地域と行政の役割分担 両者が担う事業領域に曖昧な部分がある。 行政が地域に依頼する事業(事務)も多く、地域の負担となっている。
<p style="text-align: center;">地域まちづくり推進委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体のまちづくりの推進 地域住民の方が主体となって活動されることで、地域資源を活用するとともに、地域の実情に沿ったまちづくりが進展している。 ・ネットワーク組織としての補完性 地域協議会の承認を受けた公益性の高い団体として、個々の団体等では対応が困難な事業に、主体的に、あるいは、連携して取り組まれている。 ・課題解決型の取組の推進と基盤強化に向けた運営意識の醸成 地域福祉や環境など、地域課題の解決に向けた取組が増えてきている。公立公民館等と自らの事業との関係性に目を向け、公立公民館等の管理運営に関心を示す地域もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体の組織力の低下 人口減少や高齢化に伴い、活動者が固定化し、担い手の確保に苦慮している。現役世代がまちづくりに関わる“しかけ”(仕組みやきっかけ)が重要である。 ・多様化する住民ニーズや地域課題への対応 課題認識はあるものの、事業の見直しが難しい地域もある。また、人材の固定化・高齢化等の理由により、事業を廃止せざるを得ない状況が生じている。そのような中で、新たな取組を実施することが難しくなっている面もある。 ・人材の発掘・育成 地域課題の解決に向けた取組には、専門性が求められるものが出てきており、新たな視点を持って持続可能なまちづくりを推進するためには、人材の発掘・育成が重要である。 ・機動的・臨機応変な取組への対応 事業計画や実績報告、計画の変更には、地域協議会の承認が必要となっており、機動的・臨機応変な対応が難しい。 ・役員や事務局員の処遇、雇用の確保 役員等に手当(会長手当等)や事務局職員の賃金等の処遇に改善を求める声があるほか、事務局職員の確保に苦慮している(事務局員の固定化)地域もある。また、担い手不足等から事務局職員の負担も増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二重の評価と事務負担 地域まちづくり推進委員会が実施している事業を地域協議会が評価するとともに、地域コミュニティ活動交付金評価委員会が外部からの視点で評価を行っており、評価にあたって、負担は大きい。
<p style="text-align: center;">地域自治区事務所 公立公民館等 (行政)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に最も身近な行政機関としての地域活動等の支援 地域住民の意見調整や地域の各種団体との連絡調整、運営に関する協議等に応じ、取組を支援している。 ・出先機関としての行政サービスの提供 地域施策に係る地域への情報提供をはじめ、住民の日常生活の困り事などの相談を受けやすく、地域と本庁のつなぎ役となっている。 ・生涯学習と地域活動、防災の拠点 公立公民館等は、生涯学習だけでなく、地域住民の交流、まちづくり、災害時の避難所として、重要な拠点となっている。 ・公立公民館等の一体的な運営 館長の専決権や使用基準等の見直しにより、地域での学習の成果を地域活動につなげていくという認識が上がってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の地域への関わり方による住民負担の増加 各部署が直接、地域と関わることで、地域力を分散させたり、特定の人材に負担が集中したりしている。(地域自治区事務所が情報を把握していないケースもある。) ・地域協議会事務局としての機能 各部署が有する地域課題や情報のほか、地域施策の展開など、地域協議会への情報提供不足により、政策決定や意見調整の場として機能していない地域もある。 ・分掌事務と事務権限のあり方 地域から相談・要望や提言等があっても、地域自治区事務所では、本庁につなぐことしかできない。また、災害時に迅速な判断が求められる場合、地域事務所では対応に苦慮している。 ・地域まちづくりと公立公民館等の連携強化 公立公民館等の機能(つどい・まなぶ・むすぶ)が地域まちづくりに十分に生かされていないため、連携した取組を促進する必要がある。住民主体のまちづくりを推進するためには、職員のスキルアップが必要である。 ・補完性の原理と行政事務の整理 DX時代を受け、地域のことは地域で完結できるよう、市民サービスを含め、整理が必要である。 	

地域まちづくりにおける運営体制（他市の事例）

Aタイプ 協議機能 + 実践機能（一体型）

- 地域の代表性を有する地域運営組織(宮崎市でいう「地域まちづくり推進委員会」以下同じ)を設置
- 地域運営組織の代表性は、行政が確保(条例等で担保)
- 包括的交付金(補助金等の統合)の交付を受けた地域運営組織が予算執行

例：高松市・明石市・高浜市

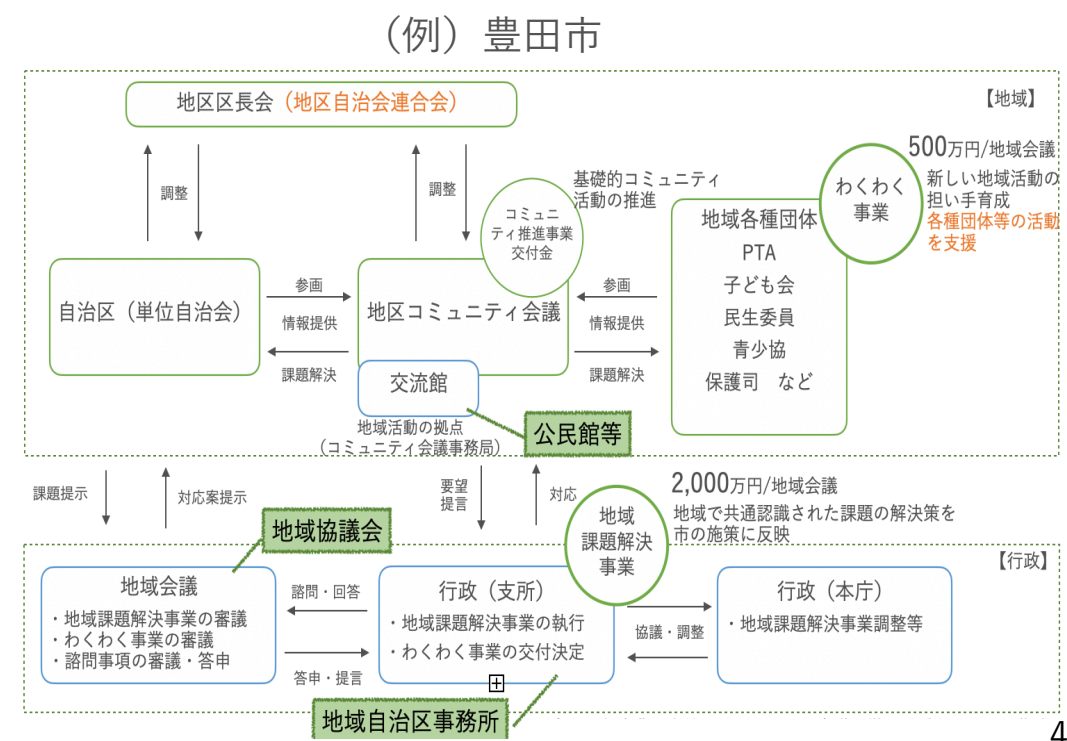


Bタイプ 協議機能 / 実践機能（分離型）

- 様々な地域団体（活動団体）等がゆるやかに連携
- 地域団体等の公共性は、地域協議会（行政の附属機関）が担保(財政支援する活動の採択)
- 地域団体等に個別に補助金を交付
- 地域協議会が行政に対し、事業を提案できる権利（予算提案権）を有する

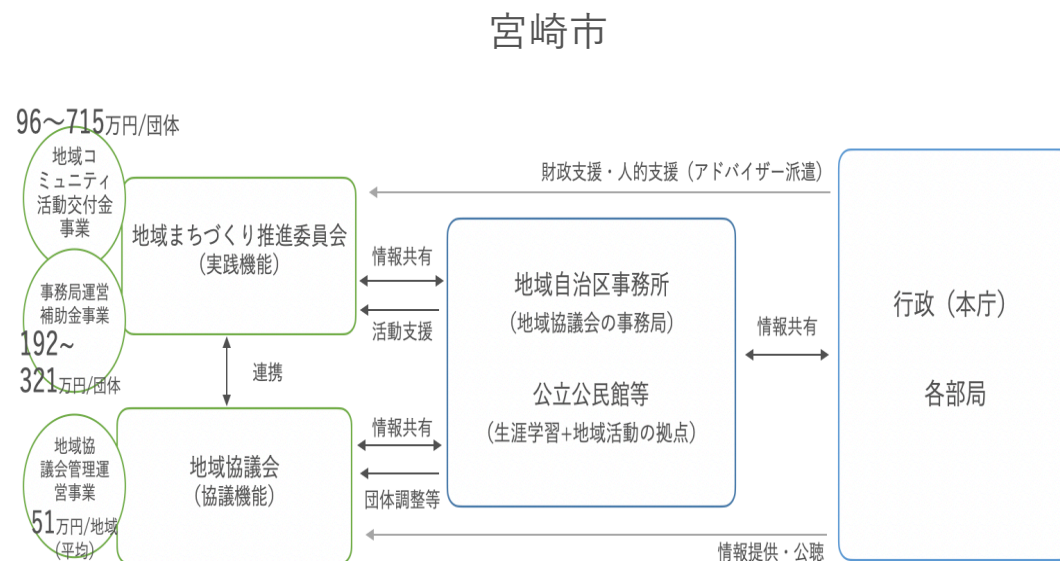
例：豊田市・上越市

※本市の地域まちづくり推進委員会のようなネットワーク組織はない。



宮崎市 協議機能/実践機能（分離型）

- 行政が地域の代表性を有する地域協議会を設置（行政の附属機関）
- 地域団体の活動等を補完する地域まちづくり推進委員会を組織
- 地域まちづくり推進委員会の代表性・公共性は、地域協議会が担保（団体設立の承認）
- 地域コミュニティ活動交付金の用途については、地域協議会が承認し、地域まちづくり推進委員会が予算執行



【まとめ】

- ・ 宮崎市の仕組みは、前出のAタイプとBタイプを合わせたタイプとなっている。
- ・ 宮崎市の仕組みは、協議組織と実践組織の分離型となっているが、構成団体等は同じ組織から選出されている場合が多く、それぞれ役割が違うものの組織が二重化・重層化している一面もある。
- ・ 地域自治区制度を導入する豊田市、上越市では、本市の地域まちづくり推進委員会のようなネットワーク組織はなく、各地域団体を個別に支援している。
- ・ 豊田市や上越市の地域自治区事務所では、一定の権限（予算提案権や執行権）を持っており、地域で完結できる仕組みが構築されている。

1 地域まちづくりの目標・目的

- ・地域まちづくりの終着点をどこに置くかを考える必要がある。地域まちづくりの終着点は、全住民が知り合いになることと考える。顔見知りとなることで、住民同士で助け合える。
- ・地域の課題が共通であると住民は集まりやすく、地域コミュニティは継続できる。
- ・活動の目的と趣旨（誰のために何をするのか）がしっかりとしたものであると、活動への関わりが増える。

2 地域まちづくりへの多様な人材の参加

- ・地域まちづくり推進委員会の活動を推進していくためには、人材の確保について仕組み化する必要がある。
- ・地域まちづくりの活動には、高齢者を最大限、活用した方がいい。
- ・まちづくりに関わる人が減っているというわけではないので、次の世代にどのようにバトンを渡していくかを考えていくことが大事になる。
- ・若い方の登用を進め、組織の新陳代謝を促していくことや女性が参画しやすい仕組みを検討する必要がある。

3 地域や行政の事務や組織等のスリム化・合理化

- ・行政の縦割りの仕組みが、地域団体を分けてしまっている。地域や行政の事務等のスリム化は、必要な視点である。
- ・地域まちづくり推進委員会の中に、地区社会福祉協議会が構成団体の一つとなっている地域もある。10年・20年先を見据えた場合、組織を一体化することも考える必要があるのではないか。
- ・地域自治区制度ではなく、宮崎市独自の制度を導入するなど、まちづくりの仕組みはシンプルである方がいい。
- ・地域コミュニティ活動交付金のルールは、地域の負担軽減と事業の機動的・臨機的な対応が可能となるよう、シンプルであった方がいい。

4 地域自治区事務所の権限・体制・事務内容

- ・地域協議会の議論の活性化をはじめ、地域のまちづくりを進めるためには、地域自治区事務所の役割が大きい。
- ・地域自治区事務所の権限を強化することで、地域で解決できることが増えるとともに、人材も育つ。
- ・1つの地域自治区事務所が複数の地域自治区を管轄するようになれば、課長級の配置もできるのではないか。

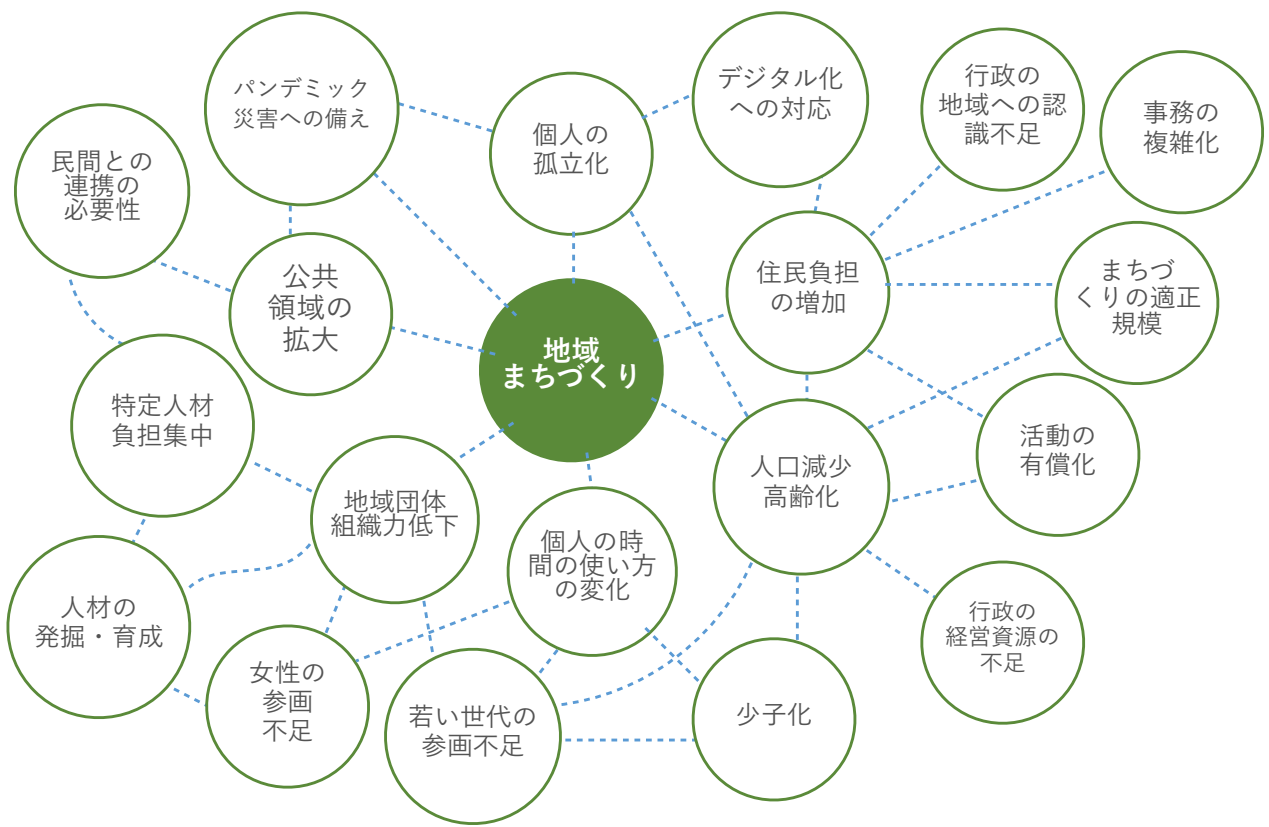
5 地域まちづくりの適正規模

- ・地域自治区の区域と学校区の区域が一致していないことが、地域活動の支障となっている。
- ・まちづくりの規模が大きいと地域住民と顔が見える関係が構築できない。(4~5万人の規模は大きすぎる。)
- ・小学校区の先に中学校区があるので、長い目で見れば、中学校区の単位がいいのではないか。
- ・学校区とすれば全て上手くいくというわけでもない。

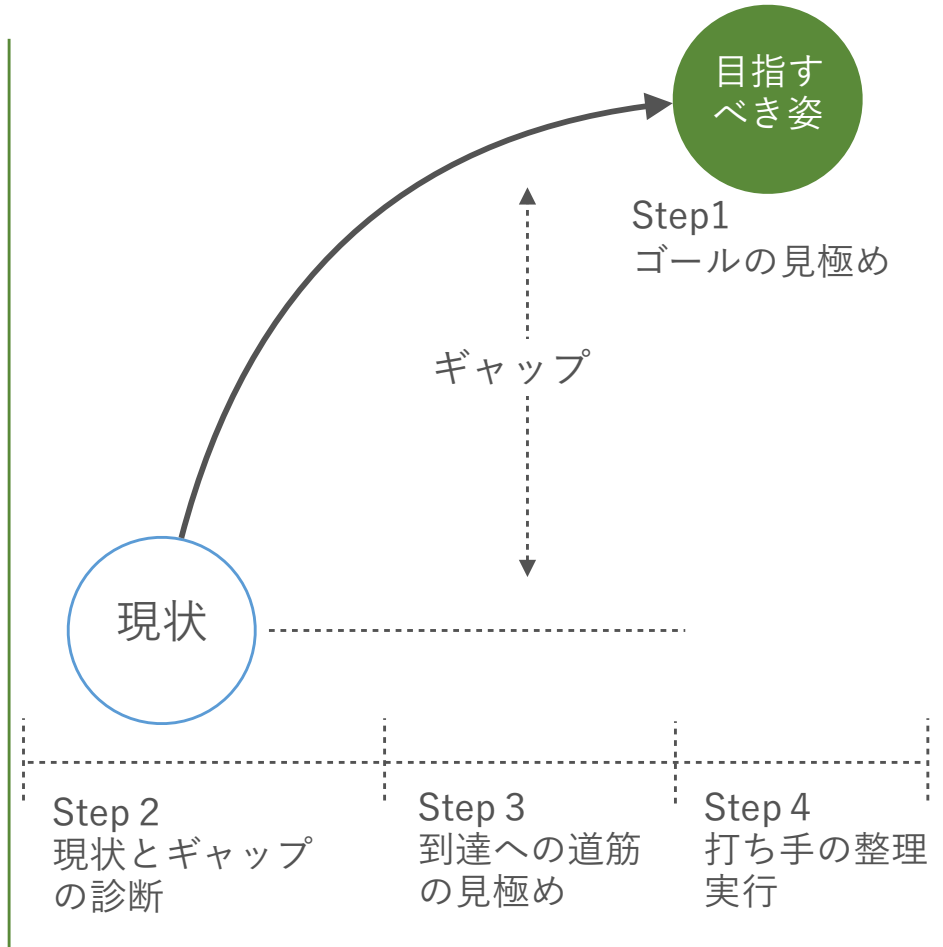
地域まちづくりの課題解決とアプローチ方法

地域社会を取り巻く環境は変容し、それぞれの課題が絡み合っているため、課題に沿って原因を絞り込み、一つの打ち手（ソリューション）で解こうとしても、別な課題で行き詰まってしまう。地域まちづくりの目指すべき姿と到達への道筋を見極め、打ち手を整理・実行していくことが重要になる。（ビジョン設定型の課題解決）

【イメージ】複雑に絡み合う課題



【イメージ】ビジョン設定型課題解決



参考：「シン・ニホン AI×データ時代における日本の再生と人材育成 安宅和人 著（2020年）」

【総論】

持続可能な地域まちづくりを推進するために、
どのように対応していくべきか。

（仕組みの最適化・再構築）

持続可能な発展（持続可能性）の概念

1987年国連「環境と開発に関する世界委員会」～われら共通の未来～

「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日世代のニーズを満たすような発展」

地域まちづくりのあり方検討における前提の整理

- ・ 持続可能な地域まちづくりという目標に向けては、「住民自治(地域)の充実」と「団体自治(行政)の改革」とが互いに乗り入れ、参画・協働しながら事業を展開していくことが重要になる。
- ・ 従来の行政の部局ごとに地域団体に補助金を出すような施策・事業とは、異なる議論（地域を包括した議論）が必要である。
- ・ 目指すべき地域の姿や活動の方向性として、地域の活性化だけでなく、さらに人口減少が進むことを見越して、体制や活動の見直しを考えなくてはならない段階が迫ってきている。

< 目標： **持続可能な地域まちづくり** >

地 域

【住民自治の充実】

地域コミュニティの再構築

- ・ 地域運営組織の再構築
(地域協議会・地域まちづくり推進委員会・
その他の地域団体等)

行 政

【団体自治の改革】

地域コミュニティ政策の再構築

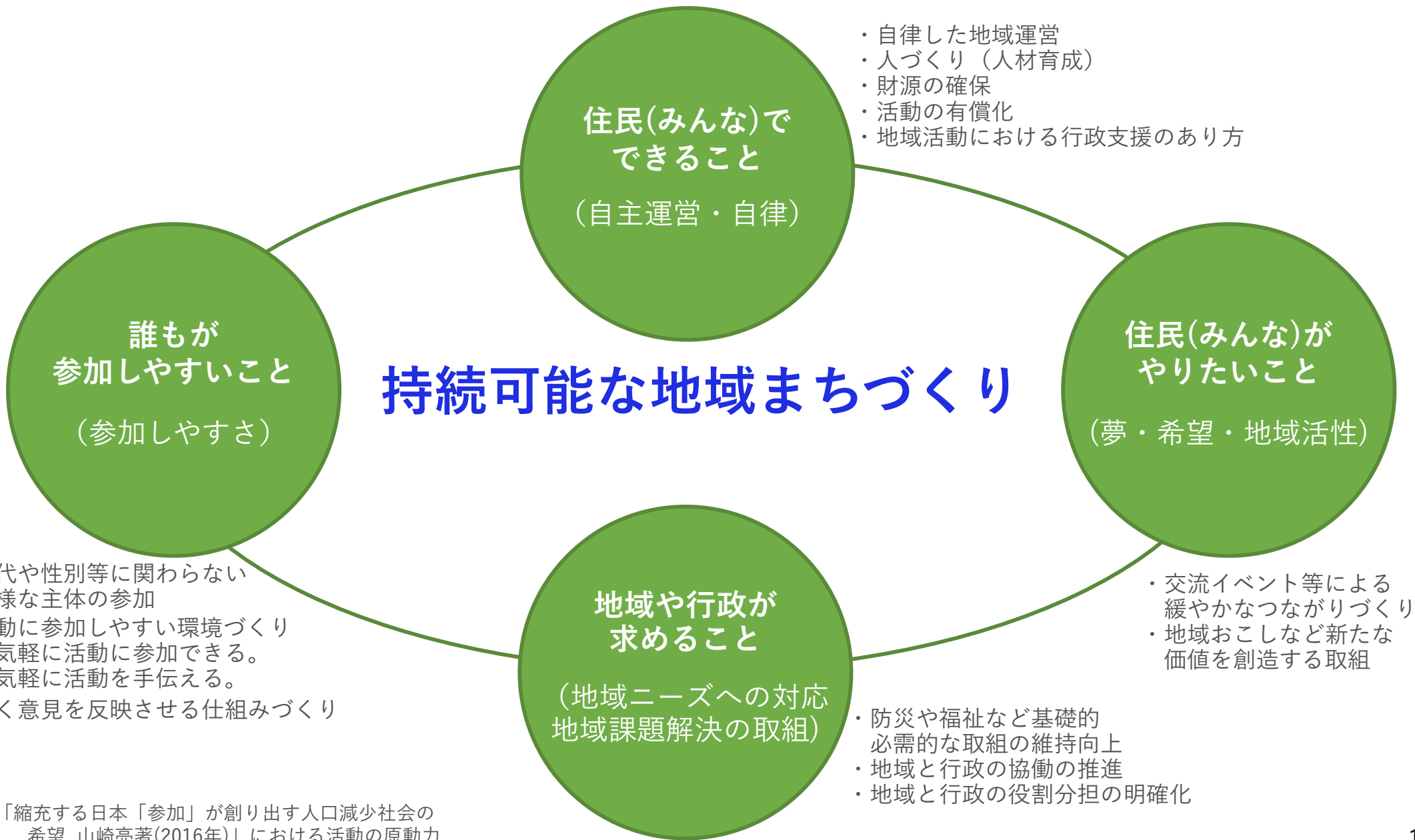
- ・ 財政や人的支援制度の再構築
- ・ 地域と行政の協働制度の再構築

参画・協働

自治体(地域と行政)全体の改革を前提とした仕組みづくりが必要である。

これまでの検討してきた「地域まちづくりの成果（現状）と課題等」を踏まえ、「持続可能な地域まちづくり」という目標に向けて、次の4つの基本的な考え方を基礎に検討していきたい。

持続可能な地域まちづくり



地域まちづくりのあり方における検討事項（各論）

1 地域まちづくりに係る地域組織のあり方

- ・地域まちづくり活動を持続可能なものとするために、性別や世代等にかかわらず、多様な主体の参画をどのように促し、組織体制を構築していくか。
- ・これまで地域のまちづくりを担ってきた活動者や新たな地域活動の担い手が、やりがいや生きがいを持って取り組める組織体制をどのように構築すべきか。

2 住民主体による地域組織の運営のあり方

- ・人口減少や少子高齢化など、社会環境が変容する中で、時代の変化に対応した地域組織の運営をどのように確保していくか。
- ・地域のまちづくりを担う人材の発掘・育成をどのように推進し、持続可能な組織運営を図っていくか。

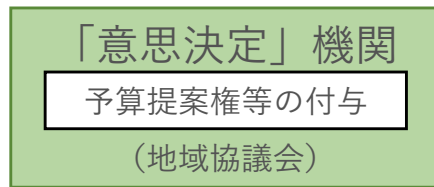
3 地域まちづくりに係る行政支援のあり方

- ・地域自治区事務所は、行政の地域施策を踏まえ、地域をどのように支援すべきか。
- ・行政は、地域コミュニティ活動交付金など、どのように地域への財政支援をすべきか。
- ・行政は、公民館等を地域活動の拠点とするために、地域をどのように支援すべきか。
- ・行政は、地域への負担を軽減し、地域のごことは地域で決定できるようにするため、どのように支援すべきか。
- ・行政が担う領域と地域が担う領域をどのように整理していくべきか。

事例

1 協議機能のみの組織

行政の附属機関



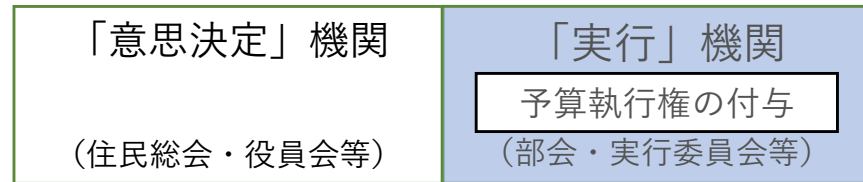
※実践機能は
地域各種団体や行政

【行政の附属機関】

- ・ 上越市（地域協議会）
- ・ 豊田市（地域会議）

2 実践機能に重きを置く組織

地域運営組織（任意団体）

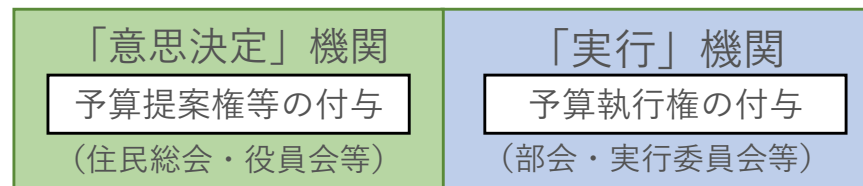


【地域運営組織】

- ・ 高松市（コミュニティ協議会）
- ・ 明石市（校区まちづくり組織）
- ・ 高浜市（まちづくり協議会）

3 協議機能と実践機能の両機能を持つ組織（一体型）

地域運営組織（任意団体）

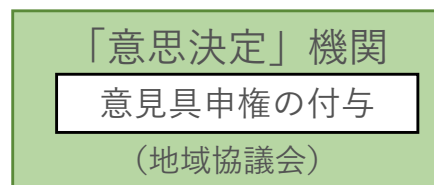


【地域運営組織】

- ・ 池田市(地域コミュニティ推進協議会)

4 協議機能を持つ組織 / 実践機能を持つ組織（分離型）

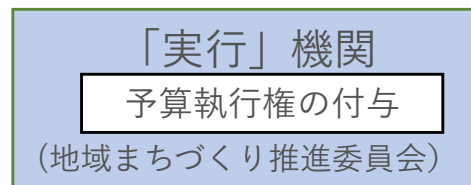
行政の附属機関



連携



地域運営組織（任意団体）



宮崎市

【行政の附属機関】

協議組織：地域協議会

【地域運営組織】

実践組織：地域まちづくり推進委員会

地域運営組織の体制におけるメリット・デメリット

1 協議機能のみの組織

行政の附属機関

「意思決定」機関

予算提案権等の付与

(地域協議会)

※実践機能は
地域各種団体や行政

2 実践機能に重きを置く組織

地域運営組織 (任意団体)

「意思決定」機関

(住民総会・役員会等)

「実行」機関

予算執行権の付与

(部会・実行委員会等)

3 協議機能と実践機能の両機能を持つ組織 (一体型)

地域運営組織 (任意団体)

「意思決定」機関

予算提案権等の付与

(住民総会・役員会等)

「実行」機関

予算執行権の付与

(部会・実行委員会等)

4 協議機能を持つ組織 / 実践機能を持つ組織 (分離型)

行政の附属機関

「意思決定」機関

意見具申権の付与

(地域協議会)

連携

地域運営組織 (任意団体)

「実行」機関

予算執行権の付与

(地域まちづくり推進委員会)

メリット

- ・課題解決に向けた解決策の検討や市への施策に対して意見を述べるなど、協議に注力できる。
- ・協議機能に権限(予算提案権等)があることで、地域の意思を行政施策に反映しやすくなる。

- ・活動に注力できるとともに、機動的な取組に対応が可能となる。
- ・協議機能の役割が軽減されることで、住民負担の減少につながる。

- ・協議機能と実践機能が一体となることで、活動に際し、機動的な対応ができる。
- ・協議機能に権限(予算提案権等)があることで、地域の意思を行政施策に反映しやすくなる。

- ・協議機能に権限(意見具申権)があることで、地域の意思を行政に伝えることができる。
- ・協議機能と実践機能の間で、チェック機能が働く。

デメリット

- ・実践機能は、地域各種団体や行政が担うことになるため、課題解決に向けた取組につながりにくいことがある。

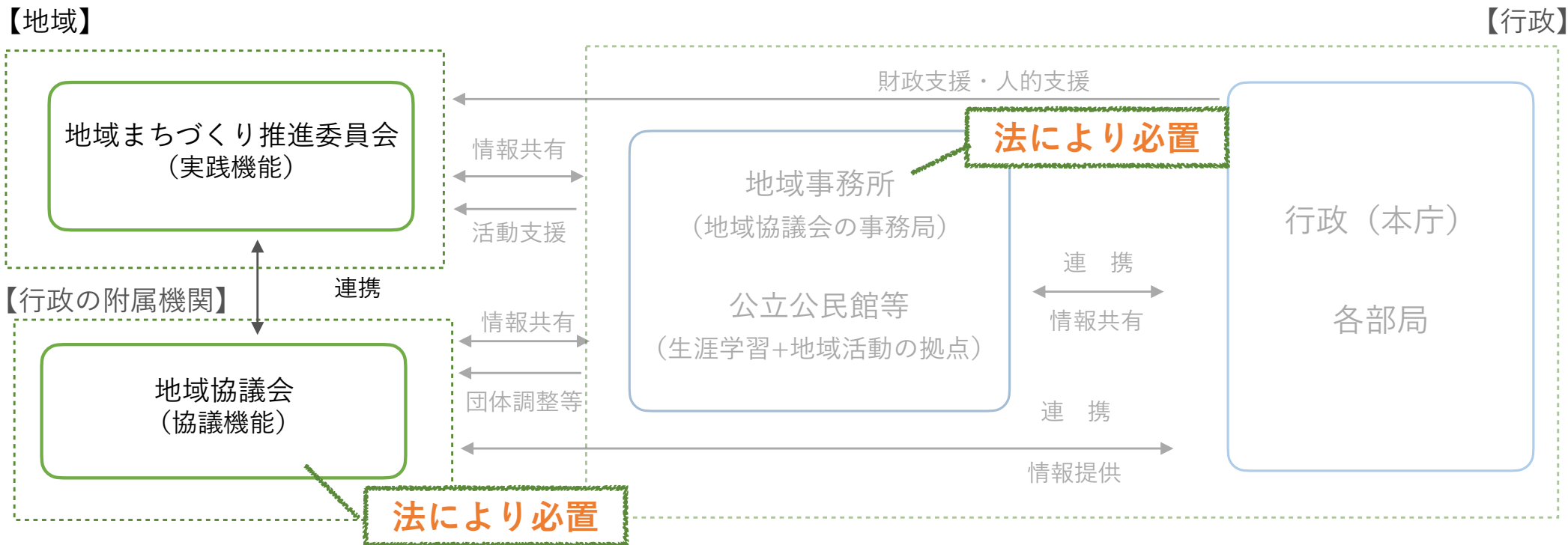
- ・協議機能と実践機能が一体となるため、チェック機能が弱まる。

- ・協議機能と実践機能が一体となることで、活動に際し機動的な対応が難しい。
- ・2つの機能(協議機能と実践機能)があることで、住民負担は増える。

- ・協議機能と実践機能が分離することで、地域活動に際し機動的な対応が難しい。
- ・協議機能と実践機能を分離し、それぞれ組織があることで住民負担は増える。

パターン1 協議機能 + 実践機能（分離型）

地方自治法に基づく地域自治区制度のもと、地域協議会（協議機能）と地域まちづくり推進委員会（実践機能）を基礎に、仕組みの最適化を図る。

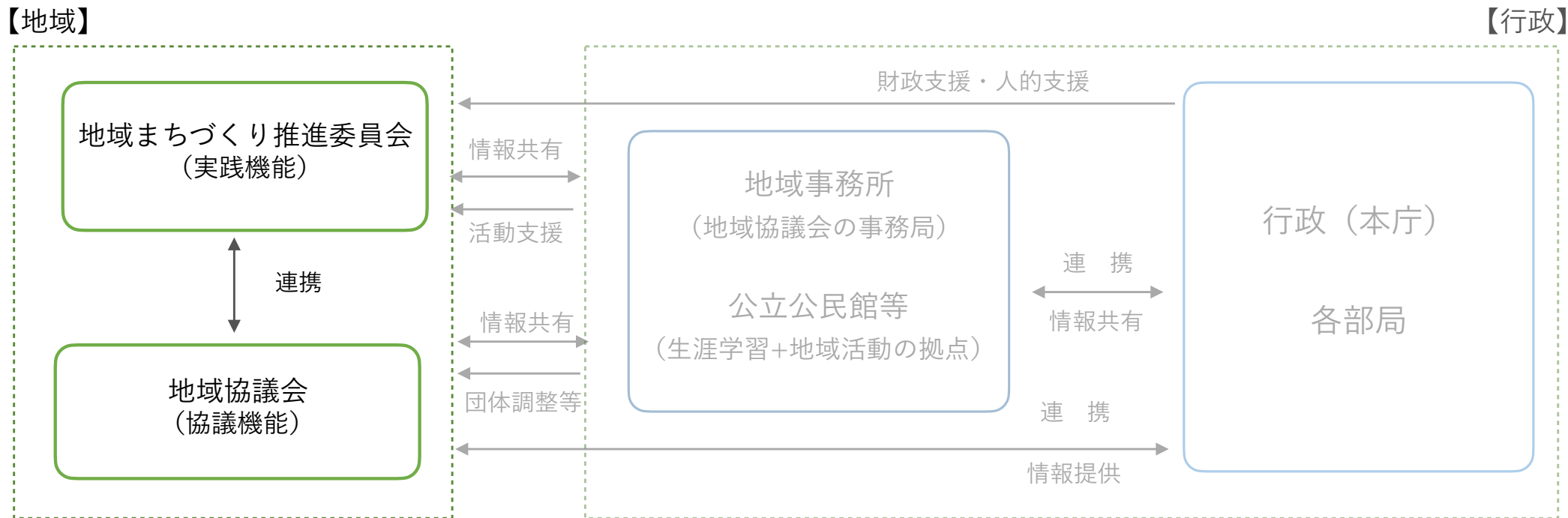


<組織体制の再構築の効果（メリット・デメリット）>

	メリット	デメリット
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域は、地域協議会を通じて、地域の意思を行政に伝えることができる。</u> ・ 行政は、地域協議会の意見を聴きながら、地域施策を進行することができる。 ・ 協議機能と実践機能が分離することにより、チェック機能が働く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地方自治法の規定により、地域協議会委員に住所要件があるため、地域外から委員を選任できない。</u> ・ <u>地域組織の二重化・重層化は解消されない。</u> ・ 地域まちづくり推進委員会の活動に際し、機動的な対応が難しい。

パターン2 協議機能 + 実践機能（分離型）

地方自治法に基づく地域自治区制度を廃止し、宮崎市独自制度のもと、地域協議会（協議機能）と地域まちづくり推進委員会（実践機能）を維持する。

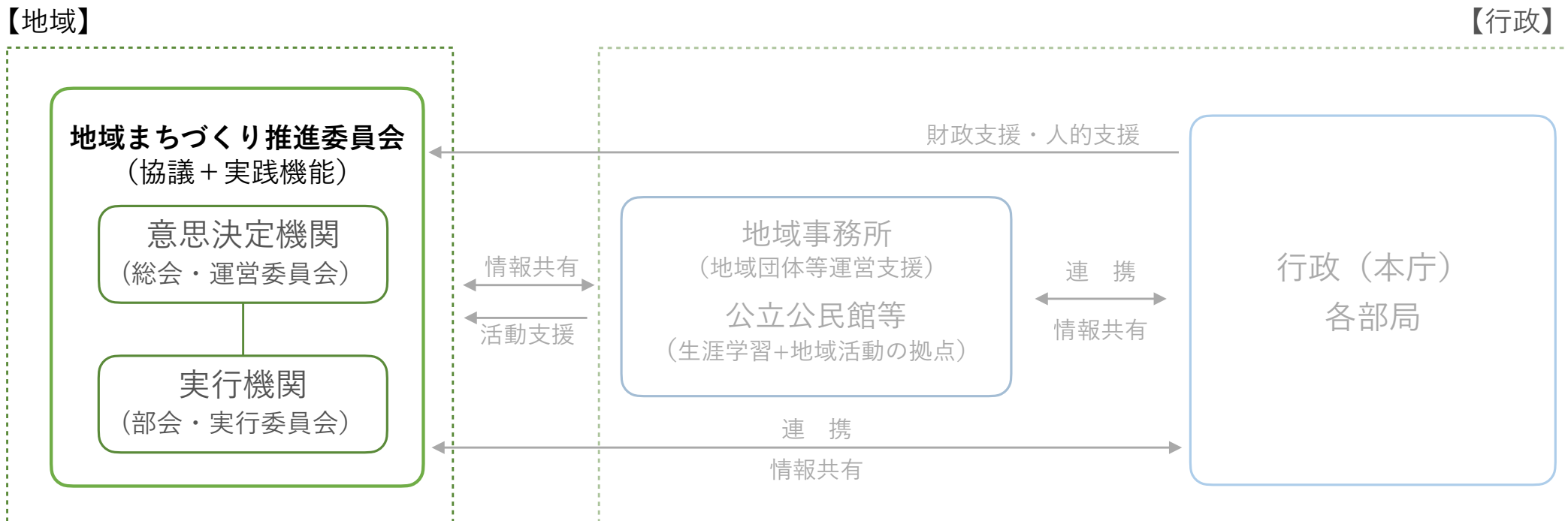


< 組織体制の再構築の効果（メリット・デメリット） >

	メリット	デメリット
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>独自に条例等で、地域協議会委員の要件（住所等）を決定できるため、幅広く人材を登用することができる。</u> ・ 協議機能と実践機能が分離することにより、チェック機能が働く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>これまでの仕組みと大きく変わらず、地域組織の二重化・重層化は解消されない。</u> ・ 機能しだいでは、地域まちづくり推進委員会の活動に際し、機動的な対応が難しい。

パターン3 協議機能 + 実践機能（一体型）

地域協議会と地域まちづくり推進委員会を一体化（地方自治法上での地域自治区制度の廃止）し、組織をシンプルにするとともに、地域の代表組織（ネットワーク組織）として、機動的な対応が可能となるよう、体制を再構築する。



< 組織体制の再構築の効果（メリット・デメリット） >

	メリット	デメリット
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>組織の一体化により、地域組織の二重化・重層化が解消され、住民負担は軽減される。</u> ・ 地域協議会と地域まちづくり推進委員会の機能が一体化することで、活動に際し、機動的な対応が可能となる。 ・ <u>組織が一体になることで、地域と行政において、地域を代表する組織としての認識が高まる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議機能と実践機能が一体となるため、チェック機能が弱まる。 ・ <u>地域まちづくり推進委員会の構成団体等によっては、地域の代表性を欠く恐れがある。</u> ・ 地域協議会が行政の附属機関ではなくなるため、行政の各部局が地域の意見を聴く場が少なくなる。